

2024年度 貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】 (ダイジェスト版)

この冊子(ダイジェスト版)では、【授業料後払い制度】の奨学生として採用された後に必要な手続きや返還誓約書の書き方等について特化して説明しています。

より詳細な内容については、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「2024年度貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】(全体版)」を確認してください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>

はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の授業料後払い制度の奨学生として採用されました。

授業料後払い制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に貸与される奨学金です。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信を持って、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。

貸与奨学金制度

授業料後払い制度は貸与奨学金です。卒業後は必ず返還する義務があります。この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。奨学生ひとりひとりが、責任を持って返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。

貸与奨学生としての心構え

(貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】(全体版) 4ページ)

1. 奨学金制度について、十分に理解してください。
2. 貸与中の手続きは、学校の指示を守り、期間内に行ってください。
3. 奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

注意事項

(貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】(全体版) 5ページ)

■提出期限までに必要な手続きを行う

学校が期限を定めて書類の提出や入力等の手続きを求めることがあります。

特に「返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)」(以下、「返還誓約書」といいます)は、必ず期限までに必要書類を添付のうえ提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を直ちに全額返金しなくてはなりません。

■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、生活費奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける場合は、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

「貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】(全体版)」から特に重要な項目をピックアップしています。ページ数はホームページ掲載の「貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】(全体版)」と対応しています。

各時期に受け取る書類等と提出する書類等

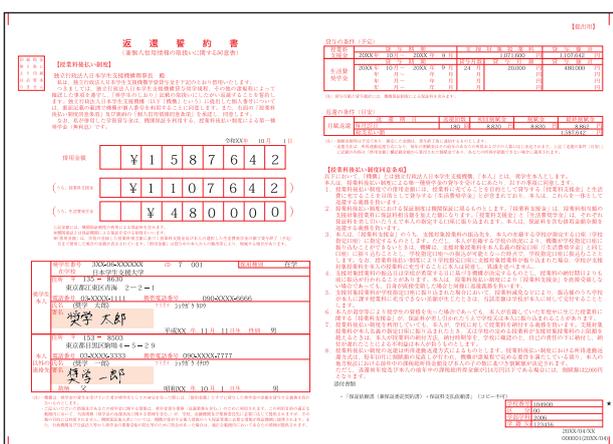
実施時期	受け取る書類等	提出する書類等
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」(10、11ページ)	「返還誓約書」と添付書類(12～23、38ページ)
毎年1回(12月～2月頃)	「貸与額通知」(36ページ) ※スカラネット・パーソナルで確認	「奨学金継続願」(37ページ) ※スカラネット・パーソナルから入力
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」(47ページ)	「口座振替(リレー口座)加入申込書」(47ページ) ※原則、スカラネット・パーソナルから入力

奨学生証(10、11ページ)



あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。印字されている項目を自身で確認の上、大切に保管してください。

返還誓約書(12～23ページ)



「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書です。印字されている内容を確認の上、学校が定めた期限までに必ず提出してください。

※本冊子4ページに記入例等を掲載していますので参考にしてください。
※返還誓約書に添付する書類は「貸与奨学生のしおり【授業料後払い制度】(全体版)」14ページを参考にしてください。

スカラネット・パーソナル(58、59ページ)

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報(奨学金の金額・借りる期間・振込口座等)を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。「貸与額通知」の確認や「奨学金継続願」の入力も、スカラネット・パーソナルから行います。



<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

奨学金の申込みから受取りまで (25、26ページ)

授業料後払い制度は、授業料に対する「授業料支援金」と生活費に充てる「生活費奨学金」の2つで構成されています。

授業料支援金と生活費奨学金は、それぞれ保証料を差し引いたうえで振り込まれます。

授業料支援金は学校もしくはあなた名義の普通預金(貯金)口座に、学校が指定した月に振り込まれます。振込先は学校が指定します。奨学生証をご確認ください。

なお、授業料支援金の額は、学校の定める授業料の額により変動することがあります。

生活費奨学金は、毎月あなた名義の普通預金(貯金)口座に振り込まれます。

※生活費奨学金は原則毎月11日に振り込まれます。例外として4月21日、5月16日、振込日が土日祝日の場合は前営業日に振り込まれます。

振り込まれる金額

授業料支援金：奨学生証の「授業料支援金」(予定総額)のうち、学校が授業料相当額として指定した額(授業料の納付方法については、学校からの指示に従ってください)。

生活費奨学金：奨学生証の「生活費奨学金(月額)」－「保証料*」

これらの金額は「スカラネット・パーソナル」で確認できます。

*授業料後払い制度での保証制度は「機関保証」となります。

奨学金を借りている間の各種変更手続き

■生活費奨学金の金額の変更(増額・減額)(28ページ)

※一時的な増額・減額はできません。

■あなたやあなたの奨学金借入れに関する人の登録情報(氏名・住所・振込口座など)の変更(26、31ページ)

■奨学金を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある(あった)場合(32～35ページ)

奨学金継続の手続き(毎年12月～2月頃)(37ページ)

「奨学金継続願」(あなたの1年間の収入・支出も報告)をスカラネット・パーソナルから入力

➡学校による成績などの審査 ➡ 次の年度の奨学金を受け取れるかが決定

※学業成績が不振などの場合は、次の年度の奨学金を受け取れなくなることがあります。

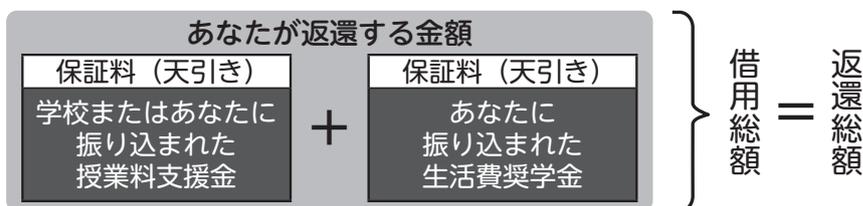
奨学金の返還について(49、50ページ)

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが登録した口座(振替用口座(リレー口座))から、毎月引き落とされます。

授業料後払い制度の返還は「所得連動返還方式」により行います。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に基づき毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。

授業料後払い制度において授業料支援金と生活費奨学金はまとめて1つの奨学金として返還します。



返還が困難になった場合(51、52ページ)

■返還期限を先送りにする(返還期限猶予)

■在学中の返還を先送りにする(在学猶予)

※救済制度を利用した場合も、返還総額は変わりません。

返還が困難になった場合は、救済制度の利用を検討してください!

※適用基準あり

